# 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する 法律案に対する修正案

修正案	旧条文
附則	附則
第四条 略	第四条 略
2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、社会保障の安定財源の	2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、社会保障の安定財源の
確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正	確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改
する等の法律(平成二十四年法律第号。以下「消費税法改正	正する等の法律(平成二十四年法律第号。以下「消費税法等改
法」という。)附則第二条、第五条第一項から第五項まで、第六条	正法」という。)附則第二条、第五条第一項から第五項まで、第六条
第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定	第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定
又は同条第四項若しくは消費税法改正法 附則第十九条 の規定に基	又は同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基
づく政令の規定により、消費税法改正法 第二条の規定による改正前	づく政令の規定により、消費税法等改正法第二条の規定による改正前
の消費税法(以下「旧消費税法」という。)第二十九条に規定する税	の消費税法(以下「旧消費税法」という。)第二十九条に規定する税
率が適用される課税資産の譲渡等をいう。	率が適用される課税資産の譲渡等をいう。
3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。	3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。
一·二 略	一·二 略
三 消費税法改正法 附則第五条第六項(消費税法改正法 附則第六	三 消費税法等改正法附則第五条第六項(消費税法等改正法附則第六
条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項におい	条第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項におい
て準用する場合を含む。)、第十一条又は第十二条の規定の適用を	て準用する場合を含む。)、第十一条又は第十二条の規定の適用を
受ける課税資産の譲渡等	受ける課税資産の譲渡等

条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受け課税四 消費税法改正法 附則第五条第七項(消費税法改正法 附則第七

課税仕入れで政令で定めるもの率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る規定に基づく政令の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税五 前各号に掲げるもののほか、消費税法改正法附則第十九条 の

第五条 の地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 該消費税額 税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、 五後段及び第九条の六第一 係る消費税額が含まれ、 資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に 額 を提出する場合において、 替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書 税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み 七十八第三項に規定する課税期間をいう。 する事業者が施行日以後に終了する課税期間 定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定 金額を超えないときは、 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税 新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規 これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるの 当該事業者に対する新地方税法附則第九条の かつ、 当該課税期間に係る同項に規定する消費税 項後段の規定により読み替えられた新地方 第二号に掲げる金額が第一号に掲げる 以下同じ。 (地方税法第七十二条の (平成二十四年法 )に係る新地方 同項中 は 当

条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける課四 消費税法等改正法附則第五条第七項(消費税法等改正法附則第七

税仕入れ

課税仕入れで政令で定めるもの率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡等に係る規定に基づく政令の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税五 前各号に掲げるもののほか、消費税法等改正法附則第二十六条の

第五条 資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に 額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税 替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書  $\mathcal{O}$ 該消費税額 税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、 五後段及び第九条の六第一 係る消費税額が含まれ、 を提出する場合において、 税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み する事業者が施行日以後に終了する課税期間 金額を超えないときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の 七十八第三項に規定する課税期間をいう。 定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律 新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規 これを課税標準として算定した譲渡割 かつ、 当該課税期間に係る同項に規定する消費税 項後段の規定により読み替えられた新地方 第 一号に掲げる金額が第一号に掲げる 以下同じ。 (地方税法第七十二条の 額」とあるのは、 (平成二十四年法 )に係る新地方 同項中

た譲渡割額」とする。 号イに掲げる金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額)及び同項第一号ロに掲げる金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかった金額がある場合に表する。

# 略

に掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額 九条 附則第十四条第四項若しくは第十九条 おいて準用する場合を含む。 第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む 条第六項 とされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法 項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法改正法 過措置対象課税仕入れ等について、 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次の よる改正後の消費税法 定により読み替えて適用される消費税法改正法 若しくは第五条第七項 第八条第三項、 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する経 の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によること (消費税法改正法 第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三 〇 以 下 (消費税法改正法 )の規定若しくは消費税法改正法 附則第六条第二項、 「新消費税法」という。)第三章の 消費税法改正法 の規定に基づく政令の 附則第七条第三項に 第二条の規定に 第七条第二 附則第二条 附則第十 附則第五 口

年第 号)附則第五条第一項第一号に掲げる金額を控除して得合においては、当該控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除した残額(控除しきれなかった金額がら同項第二、に譲渡割額」とする。

# 略

に掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額の合計額

次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額及び次の

イ よる改正後の消費税法 定により読み替えて適用される消費税法等改正法第二条の規定に 附則第十四条第四項若しくは第二 おいて準用する場合を含む。 第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む 条第六項 とされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法等改正法附則第五 項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二 過措置対象課税仕入れ等について、 十六条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によること 若しくは第五条第七項 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する経 第八条第三項、 (消費税法等改正法附則第六条第二項、 第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三 以下 (消費税法等改正法附則第七条第三項に 「新消費税法」という。)第三章の の規定若しくは消費税法等改正法 |十六条の規定に基づく政令の規 消費税法等改正法附則第二条 第七条第二項

る消費税額の合計額げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げ規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲

口略

2 6 略

第十条 略

2 条第 資産の譲渡等をいう。 旧消費税法」という。) 定による改正前の消費税法 条 項まで、第六条第一項、 法 1 て読み替えて準用する消費税法改正法 前 の規定に基づく政令の規定により、 附則第十五条の規定、 項の二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、 項の規定又は同条第四項若しくは消費税法改正法 第二十九条に規定する税率が適用される課税 第七条第一項、 消費税法改正法 (次項及び次条第一項において「二十七年 消費税法改正法 第八条第一項若しくは第十四 附則第五条第一項から第五 附則第十六条第一項にお 消費税法改 第三条の規 附則第十九 Ē

をいう。 第一項の二十七年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるもの

### 一·二 略

正法 附則第十一条若しくは第十二条の規定の適用を受ける課税資工法 附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法 附則第五条第六項(消費税法改正法 附則第十二条第二項において読み替えて準用す 消費税法改正法 附則第十六条第二項において読み替えて準用す

る消費税額の合計額げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げ規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲

口略

2 6 略

第十条 略

2

条第一 項まで、 資産の譲渡等をいう。 旧消費税法」という。 定による改正前の消費税法 いて読み替えて準用する消費税法等改正法附則第五条第一項から第五 正法附則第十五条の規定、 六条の規定に基づく政令の規定により、 前項の二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、 項の規定又は同条第四項若しくは消費税法等改正法附則第二十 第六条第一項、 第七条第一項、 第二十九条に規定する税率が適用される課税 消費税法等改正法附則第十六条第一項にお (次項及び次条第一項において「二十七年 消費税法等改正法第三条の規 第八条第一項若しくは第十四 消費税法等改

をいう。 第一項の二十七年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるもの

### 一・二 略

改正法附則第十一条若しくは第十二条の規定の適用を受ける課税資改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法等六条第三項において準用する場合を含む。)の規定又は消費税法等力に法附則第五条第六項(消費税法等改正法附則第十三、消費税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用す

# 産の譲渡等

等に係る課税仕入れで政令で定めるもの定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡規定に基づく政令の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規工、前各号に掲げるもののほか、消費税法改正法附則第十九条

第十一条 十八第 後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八 対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項 に掲げる金額が第 年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、 規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七 定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、 間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四 後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八 に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項 八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間 項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の 条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、 一項の規定による申告書を提出する場合において、 二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第 号に掲げる金額を超えないときは、 附則第四条第三項に 前条第一 かつ、 当該事業者に 当該課税期 一項に規 第二号

# 産の譲渡等

等に係る課税仕入れで政令で定めるもの定する税率が適用される課税資産の譲渡等又は当該課税資産の譲渡規定に基づく政令の規定により二十七年旧消費税法第二十九条に規五 前各号に掲げるもののほか、消費税法等改正法附則第二十六条の

第十一条 二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第 後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八 規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する二十七 項後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、 年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、 定する二十七年経過措置対象課税資産の譲渡等、 間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四 後段の規定により読み替えられた二十七年新地方税法第七十二条の八 八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間 対する二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項 条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、 十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、 に係る二十七年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項 附則第四条第三項に 前条第二項に規 当該事業者に かつ、 当該課税期

得た譲渡割額」とする。 掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額 場合においては、 二号ロに掲げる金額を控除した残額 該控除しきれなかつた金額)、 を控除した残額 第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額 交付税法の 源 課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、 十八第一項の規定の適用については、 なかつた金額がある場合においては、 の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方 同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して 部を改正する法律 (控除しきれなかつた金額がある場合においては、 当該控除しきれなかつた金額)及び同項第一号ハに 同項第一号ロに掲げる金額から同項第 (平成二十四年法律第 (控除しきれなかつた金額がある 同項中「当該消費税額、 当該控除しきれなかつた金額 「社会保障の安定財 (控除しき 号) これを 附則 当

# 略

金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる一次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに

- 当該課税期間中に当該事業者が行った附則第四条第三項に規定- 当該課税期間中に当該事業者が行った附則第四条第三項の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によ 所第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法改正法 附則

得た譲渡割額」とする。 掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額 場合においては、 第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額 源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方 課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、 れなかつた金額がある場合においては、 該控除しきれなかつた金額)、 を控除した残額 交付税法の一部を改正する法律 十八第一項の規定の適用については、 一号ロに掲げる金額を控除した残額 同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して (控除しきれなかつた金額がある場合においては、 当該控除しきれなかつた金額) 同項第一号ロに掲げる金額から同 (平成二十四年法律第 (控除しきれなかつた金額がある 同項中「当該消費税額、これを 当該控除しきれなかつた金額 及び同項第一号ハに 「社会保障の安定財 (控除しき 附則 当

# 略

金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに

ることとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法等改正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によ第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四次第三項の規定

含む。 二項、 正法 費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費 より当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消 令の規定により読み替えて適用される新消費税法第三章の規定に 三項において準用する場合を含む。 則第五条第六項 税額の合計 )若しくは第五条第七項 第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を 附則第十四条第四項若しくは第十九条 (消費税法改正法 (消費税法改正法 )の規定若しくは消費税法改 附則第六条第二項、 の規定に基づく政 附則第七条第 第七条第

含む。 費税法改正法 例によることとされた二十七年旧消費税法第三章の規定又は消費 費稅法改正法 条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは消費 則第十五条の規定、 条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第五条第七項 税法改正法 法 税法改正法 て読み替えて準用する消費税法改正法 消費税法改正法 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する二 年経過措置対象課税仕入れ等について、 附則第十九条 の規定若しくは消費税法改正法 附則第十六条第一項において読み替えて準用する消 附則第十六条第二項において読み替えて準用する消 附則第五条第六項 附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正 消費税法改正法 附則第十六条第三項において準用する場合を の規定に基づく政令の規定によりなお従前 (消費税法改正法 附則第十六条第一項にお 附則第八条第三項、 附則第十六条第一項に 消費税法改正法 附則第十六 附

税額の合計額 (消費税法等改正法附則第六条第二項、第七条第二項又は第十四条第四項若しくは第二十六条の規定に基づく政 で正法附則第十四条第四項若しくは第二十六条の規定に基づく政 での規定により読み替えて適用される新消費税法等 での規定により読み替えて適用される新消費税法等 世税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額

口 含む。)の規定若しくは消費税法等改正法附則第十六条第一項に 費税法等改正法附則第五条第六項 例によることとされた二十七年旧消費税法第三章の規定又は消費 正法附則第二十六条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の 費税法等改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法等改 税法等改正法附則第十六条第一 条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは消費 て読み替えて準用する消費税法等改正法附則第八条第三項、 則第十五条の規定、 十七年経過措置対象課税仕入れ等について、 条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第五条第七項 税法等改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消 〈消費税法等改正法附則第十六条第三項において準用する場合を 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定するこ 消費税法等改正法附則第十六条第一項におい 項において読み替えて準用する消 (消費税法等改正法附則第十六 消費税法等改正法

三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額 大工条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第の規定による改正後の消費税法(ハにおいて「二十七年新消費税法」という。)第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四法 という。)第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四法 附則第十九条 の規定に基づくの規定結らは消費税法改正法 附則第十九条 の規定に基づくおいて読み替えて準用する消費税法改正法 附則第十四条第四項

ハ略

2 6 略

(地方消費税率の引上げに当たっての措置)

第十九条 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させる第十九条 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させるがる。

に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長による経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げとなる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げ

この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の

3

等に向けた施策を検討する。

三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額 という。)第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四法」という。)第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四法」という。)第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四法」という。)第三章の規定により当該課税期間の消費税法第回系統」という。)第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四項が、という。)第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四項が、という。)第三章の規定により当該課税期第二十六条の規定に基づくの規定により。

ハ 略

2 6 略 |

(地方消費税率の引上げに当たっての措置)

第十九条 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させる第十九条 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させるずる。

2 この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の

含め所要の措置を講ずる。 さい、第一条及び第二条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規 ら、第一条及び第二条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規 とのそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の といるのでは、 をでいるのでである。 といるのででは、 をでいるのででである。 といるのででである。 といるのででである。 といるのでででである。 といるのででである。 といるのででである。 といるのででである。 といるのでは、 といるのででである。 といるのでである。 といるのでは、 といるのでである。 といるのでは、 といるのでは、

踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項「の措置を定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質のお、第一条及び第二条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点か

含め所要の措置を講ずる。

- 9 -